

交通事故、自動車保険

○交通事故のときは

- ・車を安全な場所に移し、エンジンを切ります。
- ・けが人が出たときは、救急車を呼びます(電話番号 119)。
- ・警察署に連絡し、事故について報告します(電話番号 110)。
- ・相手の名前、住所、電話番号、車のナンバーを確認します。
- ・目撃者がある場合は、その人の名前、連絡先を聞いてメモします。
- ・保険会社に連絡します。

○自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

法律によって加入が強制されている自動車保険です。保険会社にお問合せください。

○任意の保険（任意保険）

損害賠償の金額が高額になり、自賠責保険の補償額を超えた場合に、超えた金額を補償する保険です。保険会社にお問合せください。

○交通傷害共済

交通事故に対する共済制度です。西宮の場合、掛け金は1人1,000円と2,000円の2種類があります。共済期間は1年間です。いつでも加入できます。

問い合わせ先 市民共済事務局 西宮市本町 5-33 西宮市民共済会館内 0120-24-9431

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介して、お問い合わせください。